

## 南小国町観光商品券 利用の手引き

### ① 全ての店舗で利用可能な商品券（水色）



### ② 宿泊施設以外で利用可能な商品券（黄色）



### ③ きよらかアサで利用可能な特産品引換券（緑色）



## 1. 事業概要

### (1) 商品券の利用期間

令和5年5月15日（月）～令和5年7月21日（金）

※有効期限を過ぎた商品券は無効とする。

### (2) 商品券の内容

上記①12枚（12,000円相当）＋②1枚（1,000円相当）＋③1枚（1,000円相当）を1万円で購入可能

### (3) 対象者

購入日に南小国町外に在住の方

### (4) 使用方法

「①、②」は現金と同等にて使用可能。ただし、釣銭は出さないこと。

「③」は南小国町総合物産館きよらかアサでのみ引換可能

### (5) 使用できないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・水道料金、バス・電車等（タクシーは除く））の公共料金
- ② たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ④ 出資や債務の支払い、取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業（ただし、同条第1項第1号から第3号を除く。）を行っている事業者
- ⑥ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払

## 2. 取扱店および換金

### (1) 対象事業所

南小国町内に店舗を構える観光業者及び商工業者等で、観光協会員及び商工会員。取扱店は、取扱店一覧表に掲示。

### (2) 対象外事業所

1 ページの(4)使用できないものを主とした事業所。その他、本事業の目的に添わない業種等。

### (3) 使用についての注意

- ①見本券やコピーではないか、確認すること。
- ②1枚1,000円として、現金と同様に扱うこと。ただし、釣銭は出さないこと。
- ③使用された商品券の裏面には必ず店舗名の記載又は押印を行うこと。  
(記載又は押印なき場合、換金手続きの際に換金が出来なくなります)

### (4) 換金方法

「換金請求書」に必要事項を記入し、使用済の「商品券」を持参し、南小国町観光協会へ依頼する。原則として即日換金を行う。ただし、金額の多寡及び窓口の混雑状況によっては、南小国町観光協会は翌日以降の換金をする場合があります。

### (5) 換金日時

令和 5 年 8 月 31 日 (木) 午後 5 時まで (令和 5 年 9 月 1 日以降は換金を行わない。)

### (6) 換金時の注意事項

- ・ 換金する場合は、必ず南小国町観光協会までご連絡下さい。
- ・ 換金期限を過ぎた請求は一切受け付けられません。
- ・ 商品券の裏面に取扱事業所名がなき場合は換金できません。

◎ この商品券は、南小国町観光協会と商工会の観光事業者のお店等でご使用いただけます。

◎ この商品券の有効期限は、2023年3月31日迄ですので、ご注意ください。

◎ この商品券は、お釣りが出ませんので、お支払いの際にはご注意ください。

◎ この商品券は、現金及び官製品とのお引き換えはいたしません。

◎ この商品券の盗難、紛失または滅失等に対し当観光協会はその責に応じませんので、速やかにご使用下さい。

◎ 商品券の限度額以上の購入、不正使用は厳禁とします。

◎ 観光協会印なきものは無効です。

換金商店名 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">株式会社 南小国</div>	換金年月日 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</div>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

◆ **商品券取扱店へのお願い**  
商品券を受領されたら速やかに、南小国町観光協会窓口で現金とお引き換え下さい。  
換金期限は、2023年4月30日迄となっております。  
**南小国町観光協会 TEL (0967) 42-1444**

### (7) 換金に関する問い合わせ

〒869-2401 阿蘇郡南小国町赤馬場 1789-1 南小国町観光協会 ☎0967-42-1444

# 記入例

南小国町観光商品券 換金請求書

事前にご記入ください。  
(ゴム印も可)

【取扱店情報】

令和 年 月 日

事業所名	株式会社 南小国		
住所・電話	南小国町満願寺 ●●●●●●●●	☎	44-●●●●●●
代表者名	黒川 太郎	持込者名	黒川 花子

南小国町観光協会 株式会社

【換金の内容】

南小国町観光商品券 枚数	100 枚	①
換金請求額 (①×1,000円)	100,000 円	(4)

※換金時間は 午前10時～午後4時 までとなっております。

※換金する場合は、必ず観光協会までご連絡下さい。又、すべての商品券の裏面に必ず事業所名をご記入又は押印ください。

※換金請求書は、コピーしてご使用ください。

※10万円を超える換金がある場合は前日までに観光協会へご連絡ください。

南小国町観光商品券 受領書

令和 年 月 日 南小国町観光協会 様

受領金額 \_\_\_\_\_ 円

事前にご記入いただいて結構です。

南小国町観光商品券換金額を上記の通り受領いたしました。

事業所名

換金者名